

岩手県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成27年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 気仙郡住田町世田米字川口から字高屋敷地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年11月20日から平成27年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）